表参道屋上西側コンクリート壁より１．５ｍ接近・

青山屋上デッキでの

お立台撮影は禁止とさせていただきます。

建築基準法（第１２６条　屋上広場等）では、２階以上の高さには落下防止のため１.１ｍ以上の高さのコンクリート壁やフェンスを付けることが定められています。　法令に従い小社スタジオの表参道アートワークス、青山アートワークスの屋上でも　１.１ｍの高さのコンクリート壁またはフェンスを設けています。

そのコンクリート壁やフェンスに接近した場所にお立台を設置された場合、例えば高さ６０㎝の台にモデルの方が上がられた場合、落下をガードする壁は実質５０cm　以下の高さになり、モデルの方がぐらつかれたり、風で煽られると落下の恐れがあります。

屋上は風が強く、舞い上がります。

表参道は西側コンクリート壁から１．５ｍ以内でのお立台設置を禁止いたします　（モデルの方の立ち位置から西壁まで１．５ｍ以上離れていること）。

また、青山屋上デッキは地上２８ｍですので、お立台は全面禁止です。

万が一事故が発生した場合には、スタジオ側はもちろん、禁止にもかかわらず撮影を強行されたお客様側の責任者様も『安全配慮義務違反』となります。

お客様の安全を第一とし、上記内容の「お立台は禁止」といたします。

また、表参道屋上中央（禁止エリア以外）でお立台利用をされる場合でも、お立台の高さが床面から２ｍ以上は労働安全衛生規則により、高所作業で仕事を行うモデル、スタッフは安全帯を使用することが義務付けられております。２ｍ以上のお立台は全面禁止となりますこと、重ねてご理解くださいますようお願いいたします。

なお、禁止した場所、高さにもかかわらず、勝手にお立台を使用される場合は、　　　小社は一切の責任を負いかねます。また、小社スタジオマンも準備、撮影のお手伝いができかねますのでご了承ください。

株式会社アートワークス